

# 『男女共同参画社会基本法』の盲点 その一

## 「少子化社会」 目前の対応策とその現実

(日蓮宗現代宗教研究所研究員)

宇 都 宮 恵 禎

①まず、この基本法を目にしたことがあるであろうか。

これから挙げる『男女共同参画社会基本法』は平成十一年六月十五日に、国会にて衆参全会一致で可決成立し、同月二十三日に施行された。内閣府男女共同参画局からであり、二十八条からなる。我々にとって、それほど必要性に迫られているか、関心を持っていなければ、いつのまにか定められていた法律の一つにしかすぎない。また、その基本法の呼び名からは、平成九年六月十八日に制定された『男女雇用機会均等法』の延長に錯覚しやすいのではなからうか。

我が国には「基本法」と呼ばれるものが、平成十五年一月までに二十四制定されている。私たちの耳に馴染みのある、昭和二十二年の「教育基本法」に始まり、昭和三十年の「原子力基本法」、昭和四十三年「消費者保護基本法」、平成十四年には「知的財産基本法」「エネルギー政策基本法」等が制定されている。その内容まで詳しく知らなくても、新聞やニュース等でどこかで聞きかじったことのあるものであろう。

その性格として考慮しておくことに、「基本法」とは『国政の重要な分野について、国の政策に関する基本方針を明らかにすることを主な内容としており、直接的に国民の権利義務に影響を及ぼすような規定は設けられていない』。<sup>\*</sup>1 このことから、「基本法」とは、憲法とそれぞれに定められている法律のパイプ役を担っているともいえ

る。また、法形式としては一般の法律と同格であるが、その対象としている分野については、法律より優越される点を備えている。

どうも基本法というものは、事態の悪化が予測されるものに早急に対処するためのもの、あるいは悪化した状況に歯止めをかけるための対処療法的性格があるようだ。それでは、この基本法にはどのような対策が織り込まれているのであろうか。

この基本法には、憲法のように前文が置かれている。以下、参考までに基本理念の第一条から第七条までと第八条を抜粋して掲載する。

## 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊厳と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 目的

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## 定義

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によつて社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責務を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

## 男女の人権の尊重

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行なわれなければならない。

## 社会における制度又慣行についての配慮

第4条 男女共同参画社会の形成に当たつては、社会における制度又慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形

成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### 政策等の立案及び決定への共同参画

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行なわれなければならない。

#### 家庭生活における活動と他の活動の両立

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家族生活について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行なわれなければならない。

#### 国際的協調

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行なわれなければならない。

#### 国の責務

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

日本国憲法第十四条第一項において、「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分

又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定している。男女平等の実現に向けて、国内外で様々な活動が行なわれてきた。その詳細は控えるが、この基本法が制定されたことにより、戦後六十年を向かえ、やつと公となって我々の眼に見えてきたかという想いはある。しかし、男女平等の実現に向かう前に、国を支え社会を構成する国民が減少していく、という現実の壁がかなり厚いのが現状である。

前文にあるように、

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

「少子高齢化の進展」、たった一言、ふれられているこの言葉に、この基本法が制定された全ての意味が集約しているのではなからうか。しかし、少子化対策がキーポイントであるならば、何故、女性に仕事をもたせ子育てもせよ、という二重の責務を負わせるのであろうか。

②「男女共同参画社会」とは、どのような社会なのであろうか。

この基本法を推進する大阪大学人間科学部教員の伊藤公雄氏が書いた兵庫県尼崎市の人権問題パンフレットを参考にしてみたい。

「男女共同参画社会基本法」第二条には、

男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責務を担うべき社会



とある。伊藤氏は、簡単に次のように説明している。「男性も女性も意思決定を含む対等な社会参加が保障され、対等に家庭や地域を担い、活動の成果を対等に共有し、責任も対等に担う社会」\*2、この社会を実現するために、第二条には、次の措置がしてある。

積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

こちらの説明を伊藤氏は、「性による差別がある現状を変えるために、意図的に特別な措置をとることを意味しています。例をあげれば、同じくらいの力のある男女のどちらかが管理職に登用されるという場合、女性の管理職が少ない現状を変革するためにも意図的に女性の方を採用するといったケースなどは、この積極的改善措置にあたります。\*3、としている。こちらの解説は、男女平等というより女性優遇措置にすぎない。

引き続き、伊藤氏は述べる。急激な高齢化の波を乗り越えるために、「男女共同参画社会の形成は、こうした少子高齢社会に備えるための重要な対応策なのです。……女性の社会参加が広がれば、社会を支える人間の数は増えることとなります。……女性が社会参加すると少子化が深刻化するのではという声もあるかもしれませんが、でも、経済の発達した国々を見ると、この見方は、どうもまちがっているようです。少子化は家庭におられる女性の割合が高い国ほど進んでいるからです。」と力説する。「女性が外に出ると、子育てや介護はだれがするのか」という疑問に対しても、「男女とも一日の労働時間を六時間にしようという声もあります。早い人なら四時半くらいには合流でき、五時から是一家団欒の時間もてます」。以下、時間にゆとりを持てるから、地域社会に参加でき、子どもたちにもいろいろな人との交流が持てて、豊かな社会や他者への思いやりの心が育まれるとある。夫婦が双方六時間ずつ計十二時間仕事をするわけで、経済的にも豊かに暮らせる計算になる、とも書いてあった。

### ③理想と現実のギャップ

前記した伊藤氏が書いた兵庫県尼崎市の人権問題パンフレットの内容は、如何なものであろうか。だれが読んでも、そのようにあつて欲しいが、かなり現実離れしていないか。それとも、そのようになるために努力せよということか。この「男女共同参画社会基本法」の最重要課題は、少子高齢化社会への対応である、という点を見落とされている。働く女性に税金を納めてもらい、かつ、子供をたくさん産んで下さい、そのためには、保育所をたくさんつくりまます、そのように行政が働きかけているにもかかわらず、「出生率またまた最低」\*4という記事が新年早々、元旦の新聞の二面に載ってしまうのだ。\*4

国民の九割は「家族」が大切と思う反面、「家族」にまとまりがないと感じる人は八割を超えている。男性の六割は家庭を優先にしたいというが、皮肉なことにはこの結果を男性の仕事への意欲低下と分析する専門家もいる。日本経済発展は男性の仕事への情熱に支えられてきたことは間違いない。仕事への意欲低下は国力を落とす危険があることは否定できない。国力が落ちれば、就職率はもつと低下し経済力も減少する。ゆとりの教育が見直されている時期に、社会人のゆとりの労働であろうか。伊藤氏の説明は説得力に欠けている。

### ④仕事を持つ女性が出産を拒む理由

社会経済環境が「産まない」選択を強いている、という見方がある。女性が、結婚・出産の時期を考えることは当然である。企業で働いている場合、仕事が軌道に乗る二十代後半から三十代は男女ともに大切な次期である。仕事を持つ女性であつたら、どちらかを選択することになる。仕事と子育ての両立支援ということで、育児休暇制度はできたが、取得できる人は限られているという。取得しても、多くの企業は昇格などに事前の何期分かの査定を考慮するが、休業すれば査定は不連続となり、昇格は遅れることになる。\*5

現実に所得が伸び悩む中で、共働きせざるを得ない家庭は増えてきている。親との同居、夫の理解など、環境の整った女性が子育てを行なっているのが現状である。厚生労働省は、二〇〇一年一月と七月に生まれた子供を毎年追跡調査する「二十一世紀出生縦断調査」の第三回調査の結果を出している。それによると、母親が仕事に就いている割合は三五・〇％。第一回調査(昨年八月)の二五・〇％から毎年5ポイントのペースで増加している。注目したいのは、家族構成である。親と同居の家庭(全体の二二・八％)中、母親が仕事を持つ割合は四六・七％。別居の家庭(全体の七七・二％)では、三一・六％にとどまった。育児を、同居の義父母に任せて働きに出る母親が多いことがうかがえる。\*5

参考までに、ある報告書を載せておく。二〇二〇年には、女性が家族を扶養し男性が「専業主夫」を勤める例が珍しくなくなるといふのだ。細田官房長官の私的懇談会「男女共同参画社会の将来像検討会」が「二〇二〇年に、社会のあらゆる分野の指導的地位に女性が占める割合が、すくなくとも三〇％程度になる」と目標を明記した。あくまでも、目標数値である。仕事と子育ての両立が進んだ結果、「夫が働き、妻は専業主婦」の世帯から、共働きと専業主夫が増えるという。そして、専業主夫が少子化を救うのではないかと、期待されている。

#### ⑤ バックラッシュの動向

この「男女共同参画社会基本法」に反対する動きを、バックラッシュという。このバックラッシュ派の代表格なのが、高崎経済大学助教授の八木秀次氏である。少子化対策をキーポイントに述べてきたので、ここでも、八木氏の意見を載せてみたい。八木氏によれば、政府は少子化の原因を根本的に見誤っているという。政府の大綱には、「生命を次世代に伝えはぐくんでいくことや家庭を築くことの大切さの理解を深めていく」といつているが、具体策になると男女共同参画の発想に基づく家庭の両立支援、出産後の育児支援、保育所の待機児童の解消の取り組み等が出され



るばかりである。若い女性たちが仕事で「自己実現」することや人生を楽しむことに重点を置くために、結婚や出産する気にならない。\*6 「男女共同参画社会基本法」に乗っかり、更なる少子化へ突き進んでいく、との見方をしてる。「自己実現」が「自己責任」となる日も近いと。

#### ⑥ 「男女共同参画社会基本法」推進派対バックラッシュ派(逆流)

代表的な双方の言い分を挙げてみた。バックラッシュ派が挙げた問題点に推進派が答えている形を取った。

バックラッシュ派①「らしさ」の縛りからの自由を進める男女共同参画

(ジェンダー・フリー)の動きは、あるべき「らしさ」を否定し、日本の文化や男女関係を破壊する。

② 「専業主婦」否定の動き。

③ 家族の絆を破壊する。

#### 推進派

① 「男も女も均質化された」社会をめざしているのではなく、

「男女の特性論」をいかした社会を実現するための基本法。

生物学的な性差をふまえた男女の対等な関係の構築。

② 「専業主婦」という個々人の選択は否定しない。

「専業主夫」になる道もある。

③ 男女ともに対等に社会参画が可能になると同時に、子どものいる家庭、要介護者のいる家庭の労

働者にたいしては、休業時間の保障も含めて、労働と家庭における責任とが両立しうる仕組みを作るといふこと。

戦後「男は仕事、女は家庭」という仕組みが家族の絆や地域のつながりを破壊してきたのではないか。\*7

双方の意見はどれも否定しがたい。ただ、バックラッシュ派はあまりにも保守的すぎる。一言も書いてはいないが、女は子供を産んで家庭にいろという傾向が強い。はたまた推進派は仕事を持つ女性を担ぐがために、言葉の使い方や軽んじている。推進派の意見②『「専業主婦」という個々人の選択は否定しない』という一文は、抜粋文である。\*8これは男性から、「専業主婦」という個々人の・・・という言い方は専業主婦を軽んじているのではないかと指摘があった。両者の「専業主婦」という言葉の取り扱い方には、疑問が残る。実は隣同士なのに、背中合わせの二極化した論議、あなたはどちらを選びますか、イトコ取りしかないのではなからうか。

私たちの日常は、いかにも沢山の選択肢があるように思う。ただ、大事な人生の選択は分岐点で考え込まなければならぬ。腑に落ちない部分も残るが、生きるということはそれほど重みのあることだと十分に認識しなくてはならない。日替わりメニューではないのだから。

#### ⑦ 私たちが伝えること

産みたい、産めない、産みたくない・・・個々人には、それぞれの事情と理由がある。日本最西端の島、与那国島にこのような話が残っている。一六三七年ころ人頭税の重圧に耐え兼ねて人減らしに使われた、と伝えられる「久部良バリ」という岩の裂け目が今も残っている。幅二メートル、深さ二十メートルほどある岩の裂け目を妊婦が跳ぶ。

考えてみればわかることだ。落ちれば母子共に死ぬ。跳べたとしても、精神的にも体力的にも極度の緊張で流産することが多かったという。当時より人権が保証され、生活が快適になり、生命が尊ばれているにもかかわらず、私たちの心の中には、久部良バリよりはるか深いところをつむじ風が吹いている。

ちまたには、「平等」という文字がさも安易に語られている。「男女共同参画社会基本法」は、機会均等の法ではない。僧侶は、この平等と機会均等を取り違えてはならない。

ある僧侶の研修会で、閉会式に修了書を読み上げることになっていた人がいた。成績は良かったが、態度が好ましくなかった。見逃せなかったため、直前で交代をよぎなくされた。その交代の本当の理由を理解できなかった本人は、平等なんて嘘ばかりと憤慨した。平等とは時がどんなに流れても、昔から変化しない価値あるものをいう。三年で価値観が変わるといわれる今日、それは何か。「いのち」「癒し」「和」・・・簡素化した言葉の羅列が目立ち、講演会が開かれ、ブームが巻き起こる。知識が増えても、活かさなければ意味がない。素晴らしい講演会だったが、その話は玄関の外の話に終わってしまったてないだろうか。扉を開いた中で生かせるものを築きあげなければならない。世法ではない「平等・差別」を、どのように伝えていくか。あまりにも力及ばずの現状に、言葉がない。

#### 参考資料

- \* 1 「男女共同参画社会基本法」 内閣府男女共同参画局 編集
- \* 2、3 兵庫県尼崎市人権パンフレット
- \* 4 平成十七年一月一日 読売新聞
- \* 5 ヨミウリウイークリー 平成十六年九月五日号
- \* 6 平成十六年十二月二十三日 読売新聞

\*7 「正論」平成十六年八月号

\*8、9 『男女共同参画』が問いかけるもの』 インパクト出版会 伊藤公雄

参考文献

『「男女共同参画」が問いかけるもの』 インパクト出版会 伊藤公雄

『女性学』 日本女性学会誌二〇〇三、vol. 一 新水社

『超少子化― 危機に立つ日本社会』 集英社新書 鈴木えりこ

『男は男らしく女は女らしく』 ワック出版 渡部昇一

『二十一世紀家族へ』 ゆうひかく選書 落合恵美子

『ジェンダーイコールな仏教をめざして』 朱鷺書房